

議案第22号

大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会共同設置規約
の一部変更に関する協議について

大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会共同設置規約の一部変更について次のとおり協議する。

大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会共同設置規約
の一部を改正する規約案

大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会共同設置規約の一部を次のように改正する。

第1条中「平成15年法律第118号」を「平成15年法律第118号。以下「法」という。」に改める。

第3条中「大阪市中央区大手前二丁目大阪府庁内」を「東大阪市荒本北一丁目4番17号」に改める。

第15条を第16条とし、第6条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第1項中「大阪府知事（以下「知事」という。）」を「知事」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第4条 評価委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。
- (2) 法第28条第1項（同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する部分を除く。）の規定により大阪府知事（以下「知事」という。）が評価を行う場合における知事への意見の申述及びその内容の公表に関すること。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会の所掌事務を定めるとともに、同委員会の執務場所を改めるため、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会共同設置規約（抄）

（設 置）

第1条 大阪府及び大阪市（以下「関係府市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、地方独立行政法人大阪産業技術研究所について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会を共同して設置する。

（執務場所）

第3条 評価委員会の執務場所は、大阪市中央区大手前二丁目大阪府庁内とする。
東大阪市荒本北一丁目4番17号

（所掌事務）

第4条 評価委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。
- (2) 法第28条第1項（同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する部分を除く。）の規定により大阪府知事（以下「知事」という。）が評価を行う場合における知事への意見の申述及びその内容の公表に関すること。

（組 織）

第4条 省 略

第5条

（委 員）

第5条 委員は、産業技術又は企業経営に関し識見を有する者のうちから、関係府市の長が協議

第6条

により定めるものについて、大阪府知事（以下「知事」という。）が任命する。

2 省 略

第6条 - 第15条 省 略

第7条 第16条

(参考)

地方自治法（抄）

(協議会の設置)

第252条の2の2 省 略

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4-6 省 略

(機関等の共同設置)

第252条の7 省 略

2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。